

# 令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査(概要版)

この概要版は、「男女共同参画に関する意識・実態調査」の結果を取りまとめたものです。調査は、男女平等の視点から、埼玉県における男女共同参画に関する県民意識と生活実態について把握し、今後の県の施策を推進するための基礎資料とすることを目的として実施しました。

## 調査の実施概要

### 1 調査の設計

- ◆調査対象 埼玉県在住の18歳以上の男女
- ◆標本数 5,000人（女性：2,468人 男性：2,532人）
- ◆抽出方法 住民基本台帳に基づく層化二段無作為抽出法
- ◆調査方法 郵送配布、郵送・インターネット回収併用
- ◆調査期間 令和2年9月1日（火）～9月30日（水）
- ◆調査機関 株式会社マーケティングリサーチサービス

### 2 回収結果

	標本数	有効回収数	有効回収率
女性	2,468人	1,223人	49.6%
男性	2,532人	937人	37.0%
その他	-	3人	-
無回答	-	58人	-
総数	5,000人	2,221人	44.4%

### 3 回答者のプロフィール

<性別>

(%)

	n	女性	男性	その他	無回答
全体	2,221	55.1	42.2	0.1	2.6

<年齢別>

(%)

	n	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	無回答
全体	2,221	1.1	7.1	11.8	17.5	17.7	18.8	23.5	2.6
女性	1,223	1.3	7.9	13.2	18.3	17.7	18.2	23.5	-
男性	937	0.9	6.3	10.7	17.4	18.8	20.9	25.0	0.1
無回答	58	-	-	-	-	-	-	1.7	98.3

<職業別>

(%)

	n	会社員・ 団体職員	自由業・ 自営業・ 家業	パート・ アルバイト	公務員・ 教員	専業主婦・ 専業主夫	学生	無職	その他	無回答
全体	2,221	32.0	6.8	15.8	3.6	16.3	2.5	17.2	2.8	3.0
女性	1,223	21.7	4.8	23.7	2.5	29.3	2.8	11.7	2.8	0.8
男性	937	47.3	9.9	6.4	5.2	0.3	2.3	25.1	3.1	0.3
無回答	58	1.7	-	1.7	-	-	-	5.2	-	91.4

<この概要版を読むにあたって>

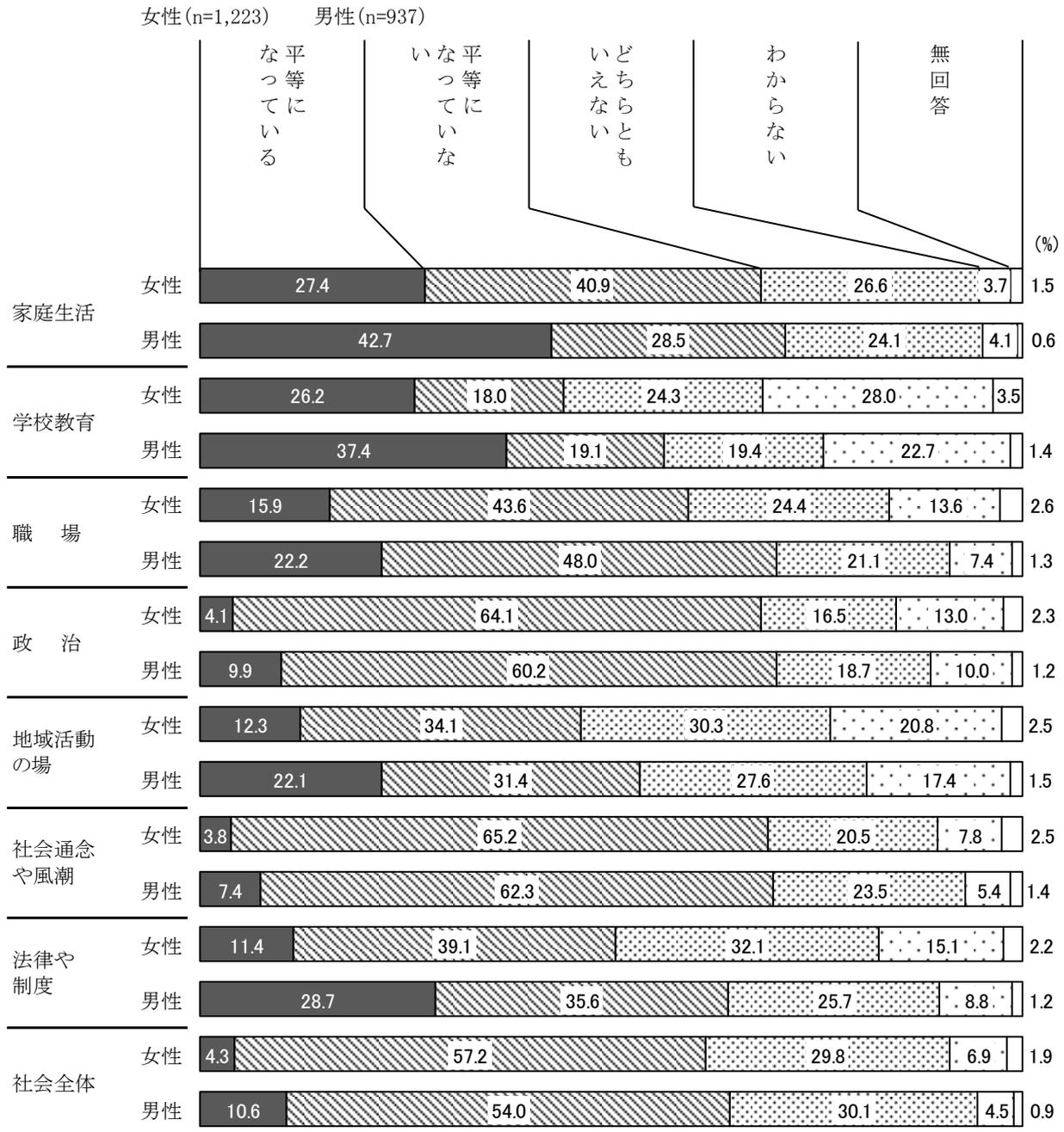
- ・グラフ中の数値は、その質問項目に該当する回答者の数（nと表示）を100.0%として計算した比率です。
- ・計算の都合上、四捨五入しているため、比率の合計は100.0%にならない場合もあります。
- ・複数回答の質問は回答の合計が100.0%を超えることがあります。
- ・調査は昭和52年度から定期的に行っています。前回の調査は、平成30年度に実施したものです。
- ・今回、性別の選択で「その他」を用意しましたが、回答者が3人と少なく分析に適さない為、掲載はしていません。

# 1 男女平等に関する意識について

## ◎ 男女の地位の平等感【報告書 35～40 ページ】

【政治】、【社会通念や風潮】、【社会全体】で男女とも不平等感が強くなっています。  
 「平等になっている」はすべての分野で男性が女性を上回っています。「平等になっていない」は【学校教育】、【職場】以外では女性が男性を上回っています。  
 (図1)

<図1> 男女の地位の平等感



◎ 男女の地位の平等感（時系列）【報告書 41～42 ページ】

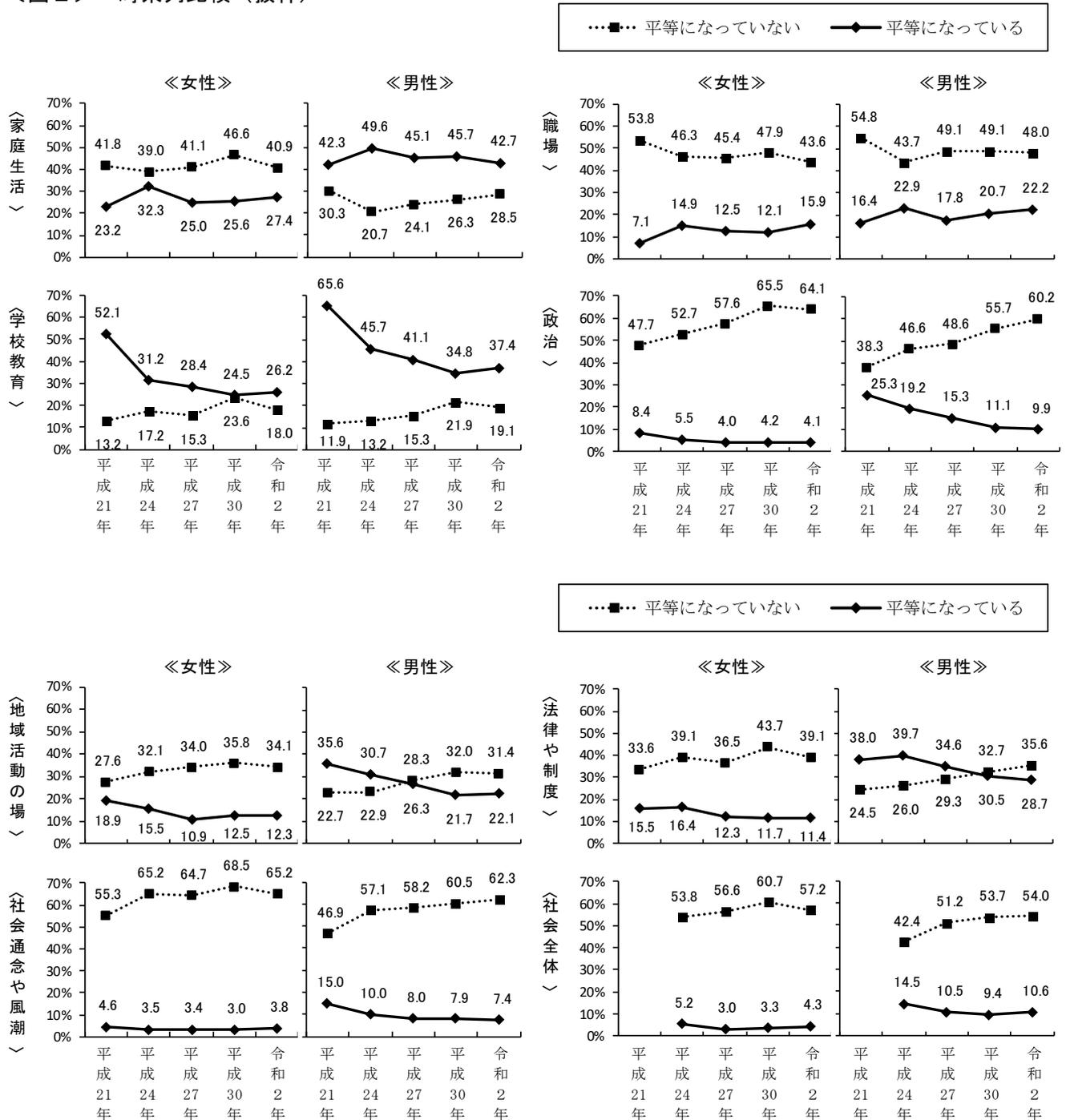
〈政治〉、〈社会通念や風潮〉、〈社会全体〉は男女とも「平等になっていない」が5割以上を占めるようになっていきます。

〈職場〉は、男女とも「平等になっていない」が減少傾向にあり、「平等になっている」が増加傾向にあります。

〈家庭生活〉は女性で「平等になっていない」が4割弱～5割弱で推移しています。

(図2)

<図2> 時系列比較（抜粋）



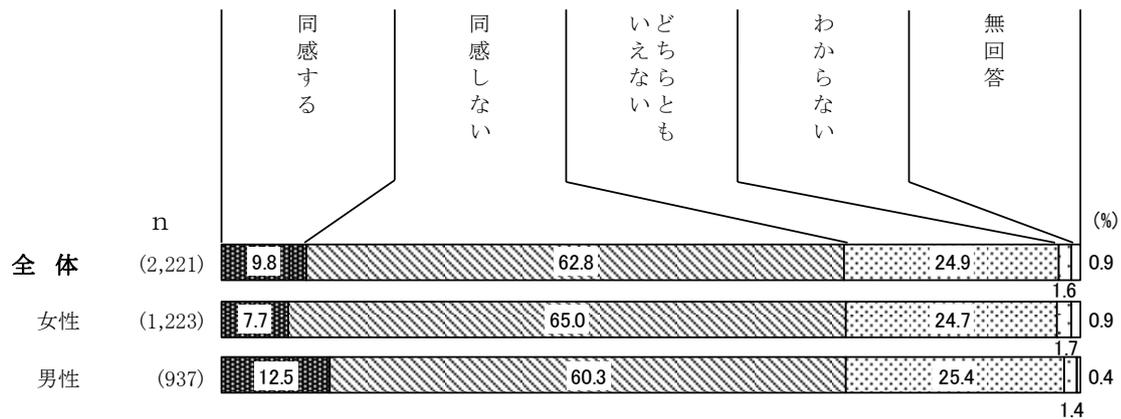
◎ 性別役割分担意識【報告書 43～47 ページ】

「同感しない」は女性で 65.0%、男性で 60.3%となっており、女性が男性より 4.7 ポイント高くなっています。 (図 3)

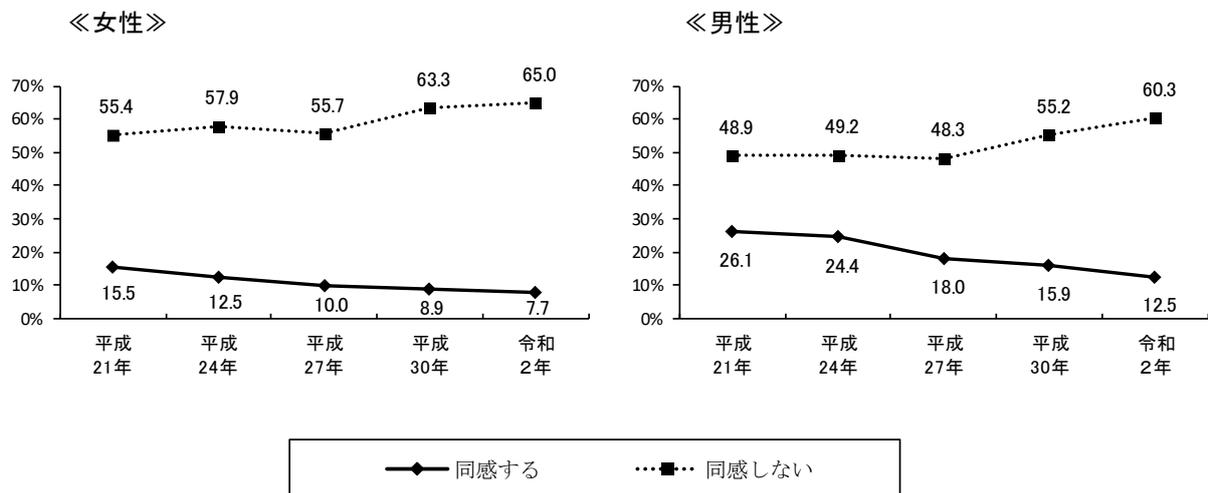
平成 30 年度と比較すると、「同感しない」は男女ともに増加しています。 (図 4)

質問を開始した昭和 63 年度以降で、男性は初めて「同感しない」が 6 割台に達しています。

<図 3> 性別役割分担意識



<図 4> 時系列比較



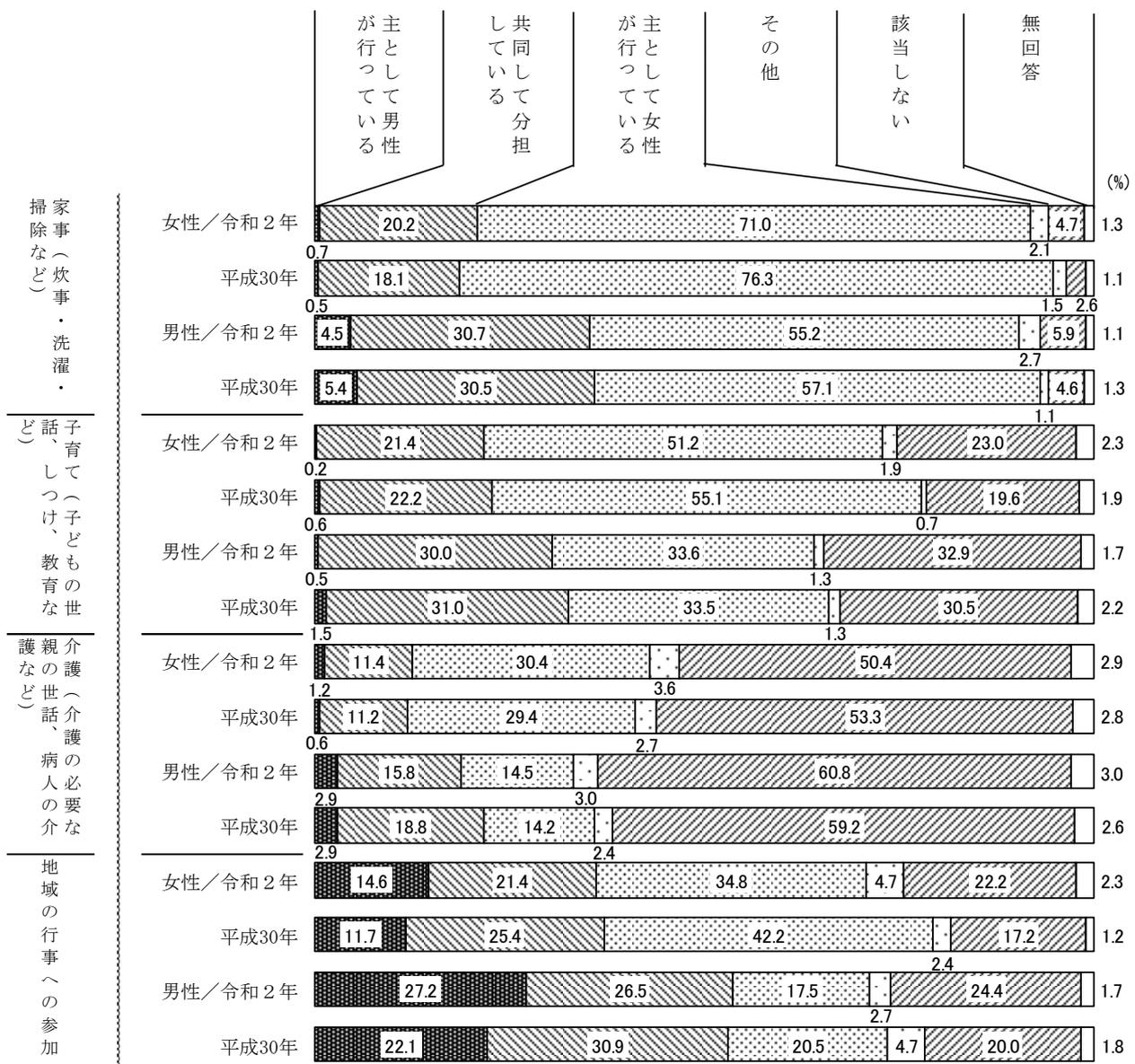
◎ 家庭生活での役割分担【報告書 61～67 ページ】

8つの分野についての家庭における役割分担は【生活費の確保】は男女ともに「主として男性」が最も高くなっています。「主として女性」について男女の意識の乖離が大きい項目は【自治会、PTA活動】となっており、女性は4割台半ば（44.1%）、男性は2割台半ば（25.9%）と女性が男性より18.2ポイント高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、【生活費の確保】は女性では「主として男性」が5.1ポイント減少しています。（図5-1、図5-2）

<図5-1> 家庭生活での役割分担（平成30年度調査との比較）

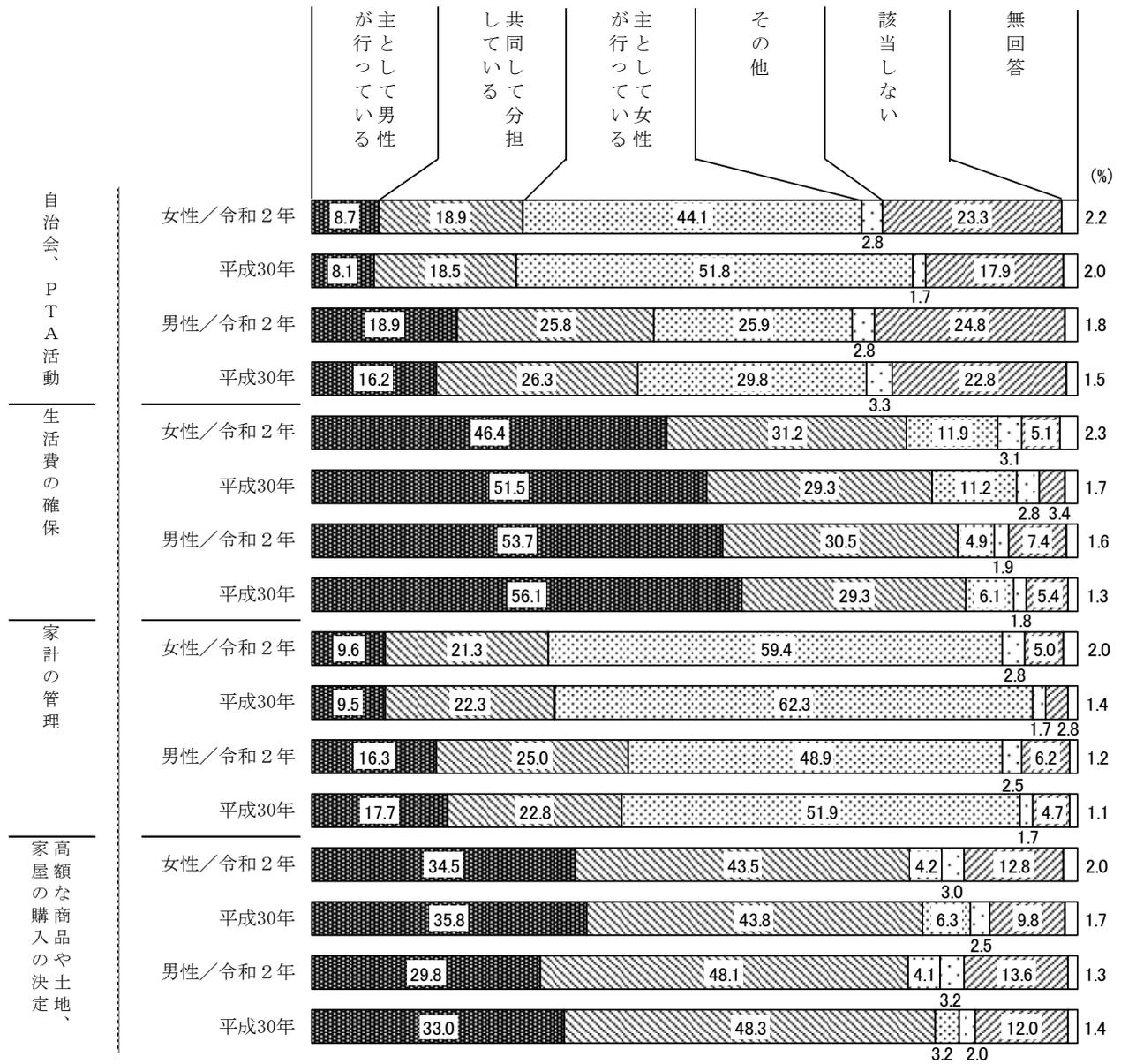
女性/令和2年(n=1,223) 平成30年(n=1,088) 男性/令和2年(n=937) 平成30年(n=784)



（次ページへ続く →）

<図5-2> 家庭生活での役割分担（平成30年度調査との比較）

女性／令和2年(n=1,223) 平成30年(n=1,088) 男性／令和2年(n=937) 平成30年(n=784)

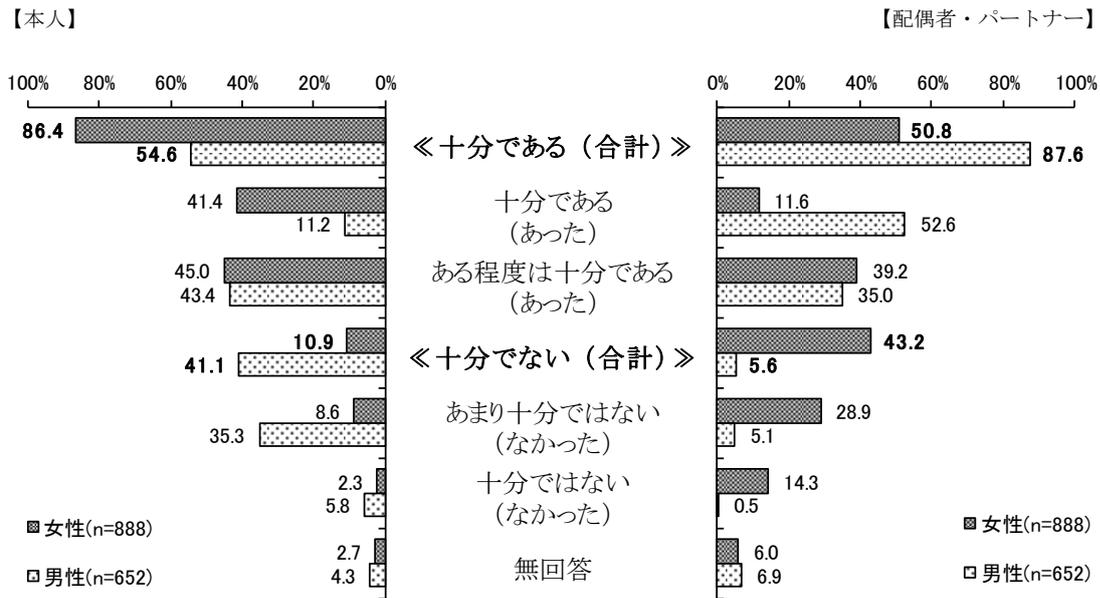


( ← 前ページから続く )

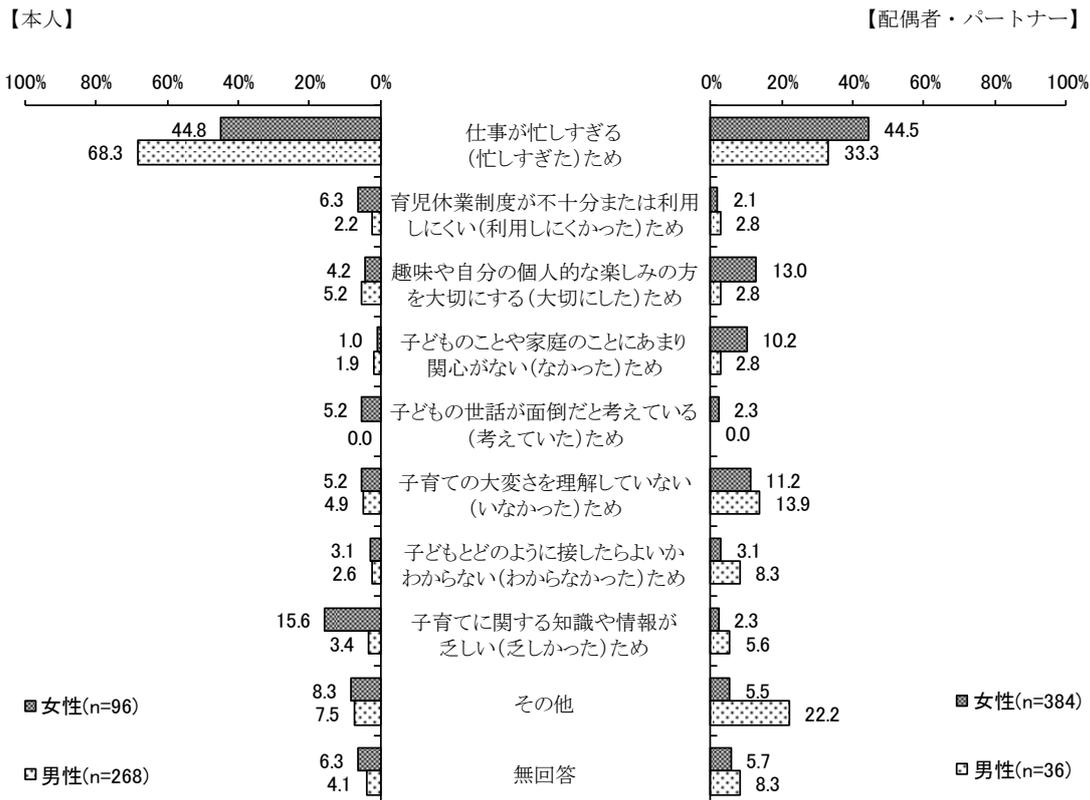
◎ 子育てへのかかわり【報告書 80～85 ページ】

【本人】【配偶者・パートナー】の子育てへのかかわりについて、男女ともに「十分である（合計）」が「十分でない（合計）」を上回っています。女性は【配偶者・パートナー】の子育てへのかかわりについて4割台半ば（43.2%）が十分でないと考えています。男性も4割強（41.1%）が【本人】の子育てへのかかわりが十分でないと考えています。（図6）  
 子育てへのかかわり方が十分でない原因は、男女ともに【本人】【配偶者・パートナー】では「仕事が忙しすぎる（忙しすぎた）ため」が最も高くなっています。（図7）

<図6> 子育てへのかかわり



<図7> 子育てへのかかわりが十分でない原因

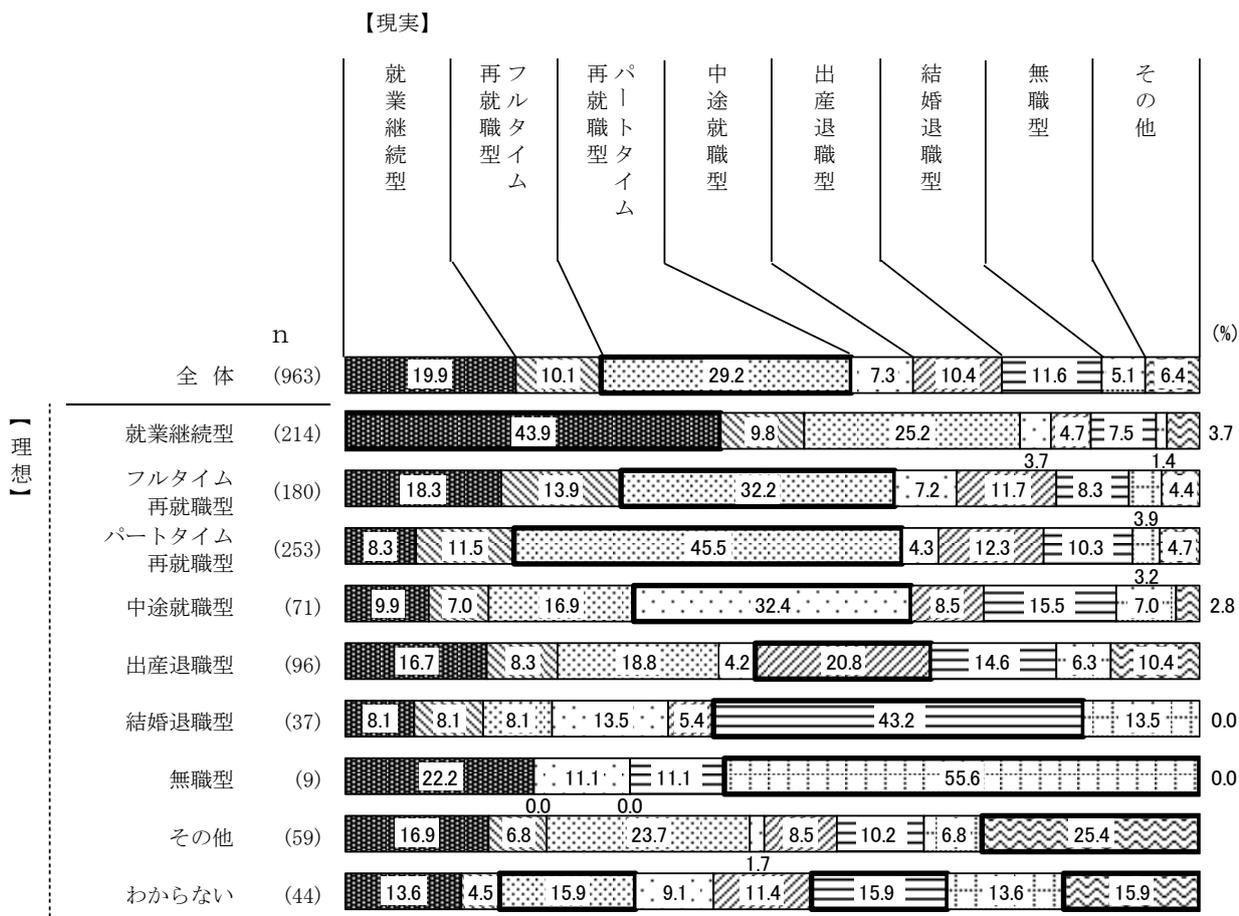


### 3 男女の就業・仕事について

#### ◎ 女性の働き方の理想と現実【報告書 86～91 ページ】

結婚経験のある女性のうち、「就業継続型」を希望する人は現実でも4割台半ばが「就業継続型」として働いています。「フルタイム再就職型」で希望どおり働いている人は1割台半ばで、3割強が「パートタイム再就職型」として働いています。「パートタイム再就職型」は4割台半ばが希望どおり働いています。 (図8)

＜図8＞ 女性の働き方の理想と現実（結婚経験のある女性）



- ※1 結婚経験のある女性、かつ理想と現実のどちらも回答している方のみで集計しています。
- ※2 基数が不足しているため、無職型は参考扱いとしています。
- ※3 説明を簡略化するため、以下のように選択肢を再定義しています。
- ※4 最も割合の高い項目を太枠で囲んでいます。

再定義した選択肢	本来の選択肢
就業継続型	結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける
フルタイム再就職型	子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける
パートタイム再就職型	子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける
中途就職型	結婚後または子育て終了時から仕事をもつ
出産退職型	子どもができるまでは仕事をもち、子どもができれば家事や子育てに専念する
結婚退職型	結婚するまで仕事をもち、結婚後は家事などに専念する
無職型	仕事はもたない

◎ 女性が結婚・出産後も働き続けるためや再就職するために重要なこと

【報告書 103～110 ページ】

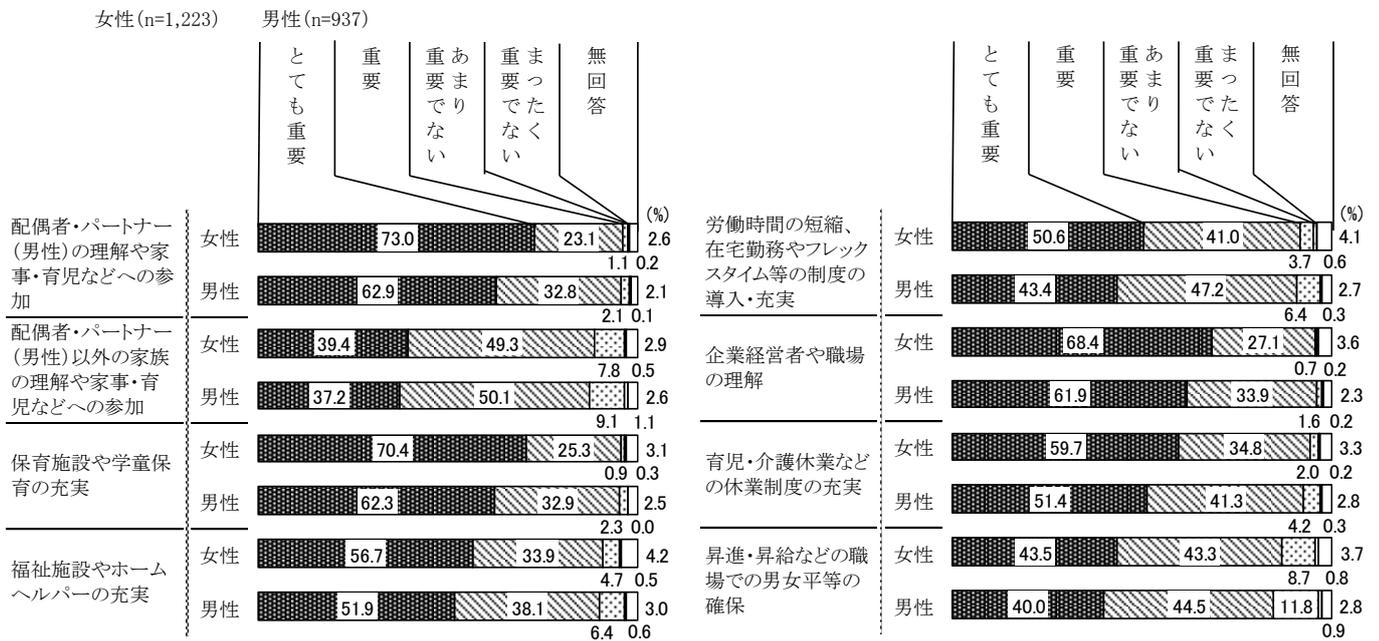
結婚・出産後も退職せずに働き続けるために「とても重要」と考えているのは、男女ともに【配偶者・パートナー（男性）の理解や家事・育児などへの参加】が最も高くなっています。

(図9)

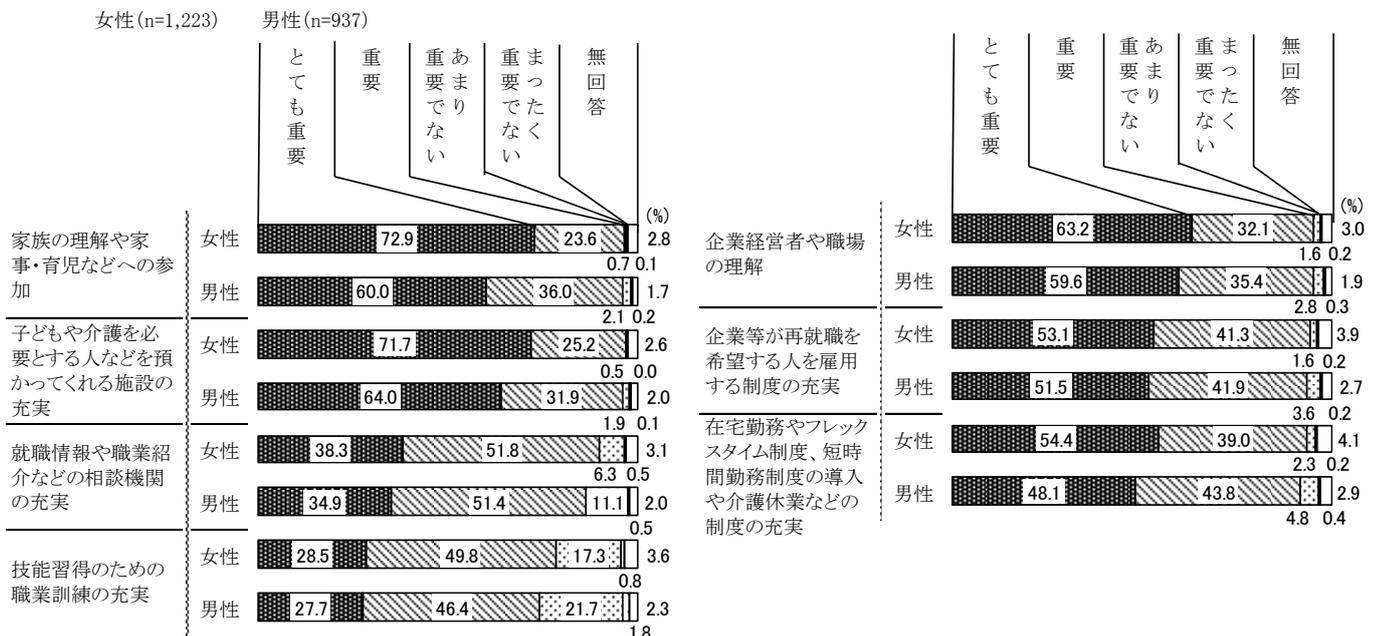
結婚や出産のために退職し、その後再就職するために「とても重要」と考えているのは、女性は【家族の理解や家事・育児などへの参加】が最も高くなっています。男性は【子どもや介護を必要とする人などを預かってくれる施設の充実】が最も高くなっています。

(図10)

<図9> 女性が結婚・出産後も退職せずに働き続けるために重要なこと



<図10> 女性が結婚や出産のために退職し、その後再就職するために重要なこと

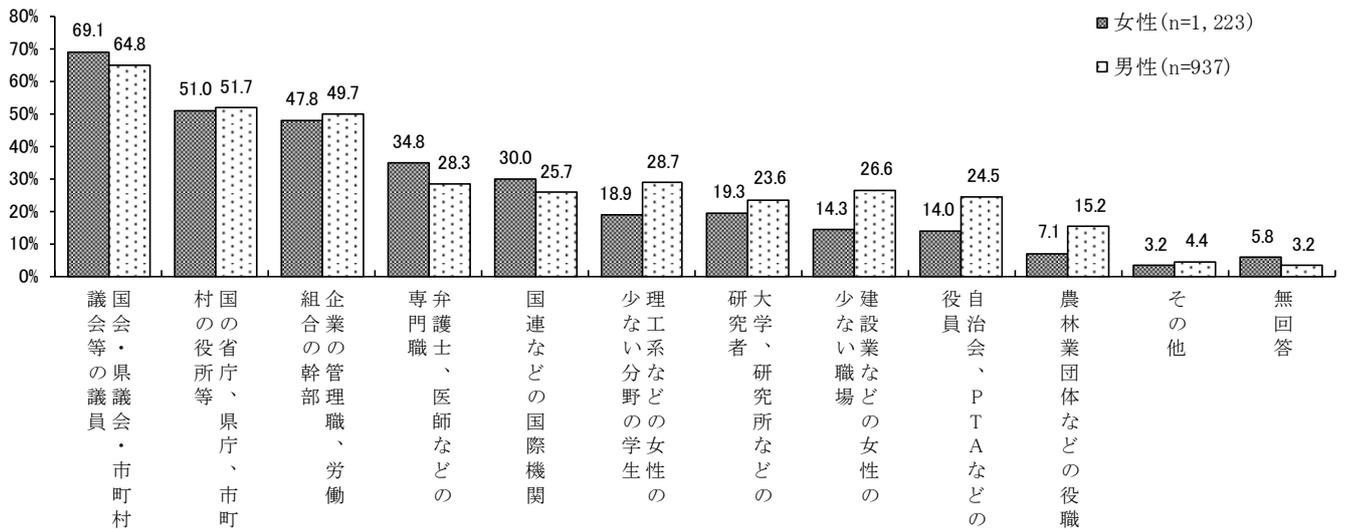




◎ 特に女性の参画が進むべき分野【報告書 124～126 ページ】

今後、特に女性の参画が進むべき分野としては、「国会・県議会・市町村議会等の議員」、「国の省庁、県庁、市町村の役所等」、「企業の管理職、労働組合の幹部」が高くなっています。(図 13)

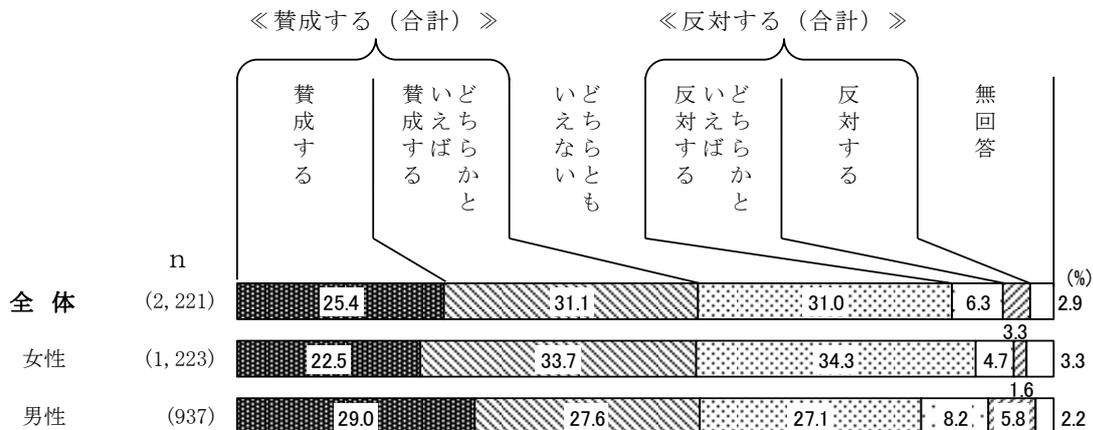
<図 13> 特に女性の参画が進むべき分野 (いくつでも複数回答)



◎ ポジティブアクションに対する考え方【報告書 127～129 ページ】

ポジティブアクション(※)に対する考え方をたずねたところ、男女ともに「賛成する(合計)」が5割を超えており、女性は56.2%、男性が56.6%となっています。(図 14)

<図 14> ポジティブアクションに対する考え方



※ ポジティブアクションとは

男女の不平等を是正するため、女性があまり進出していない分野で一時的に女性の優先枠を設けるなどして、男女の実質的な機会の均等を確保すべきであるという考え方です。

## 5 男女間における暴力について

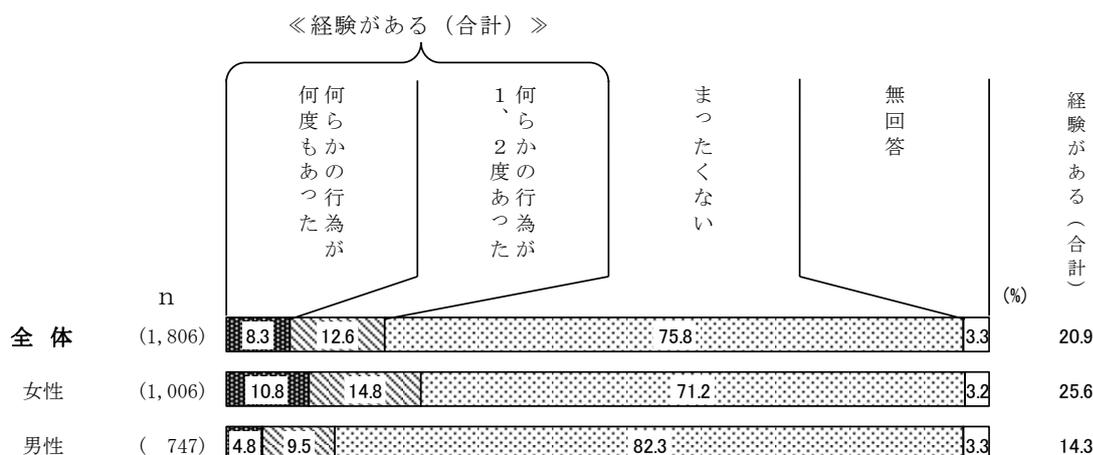
### ◎ 配偶者等からの暴力の被害経験【報告書 156～170 ページ】

配偶者等からの暴力の被害経験についてたずねたところ、《経験がある（合計）》（「何らかの行為が何度もあった」と「何らかの行為が1、2度あった」の合計）は全体では約2割、女性では25.6%で約4人に1人が被害経験があります。（図15）

また、被害経験のうち、【心理的攻撃】が男女ともに最も高くなっています。（図16）

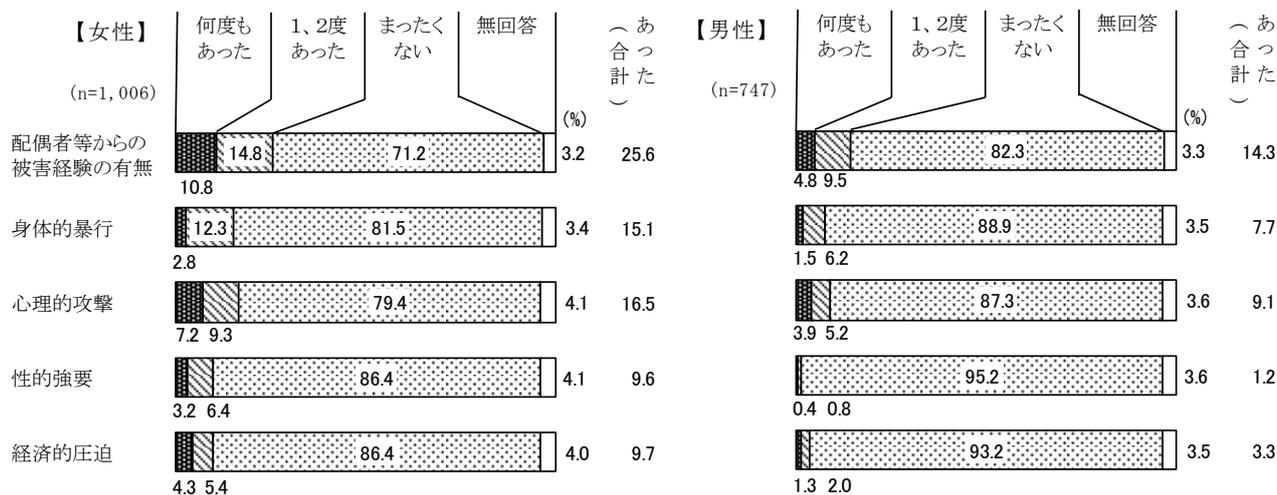
被害経験のある人のうち、女性の1割台半ば（15.9%）が相手の行為により命の危険を感じたことがあります。（図17）

<図15> 配偶者等からの暴力の被害経験（性別）



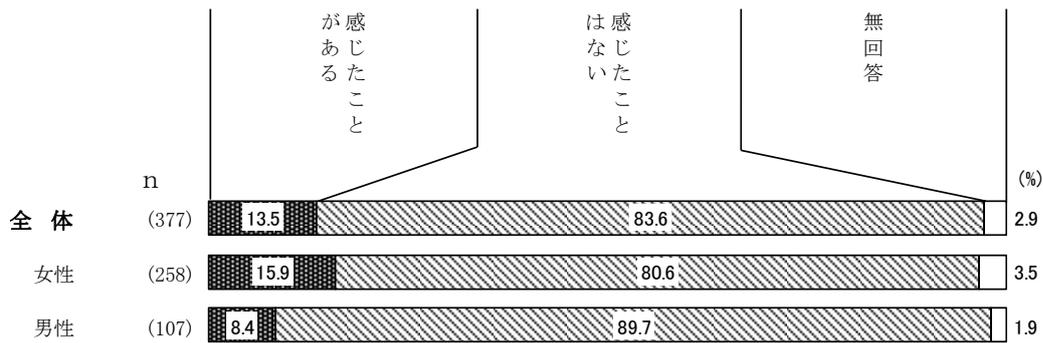
※配偶者がいる方、または過去に配偶者がいた方のみで集計しています。

<図16> 配偶者等からの暴力の被害経験（性別・行為別）



	行為
身体的暴行	なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行
心理的攻撃	人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫
性的強要	いやがっているのに、性的な行為を強要される、見たくないのにポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど
経済的圧迫	生活費を渡されない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど

<図 17> 配偶者等からの暴力により命の危険を感じたこと

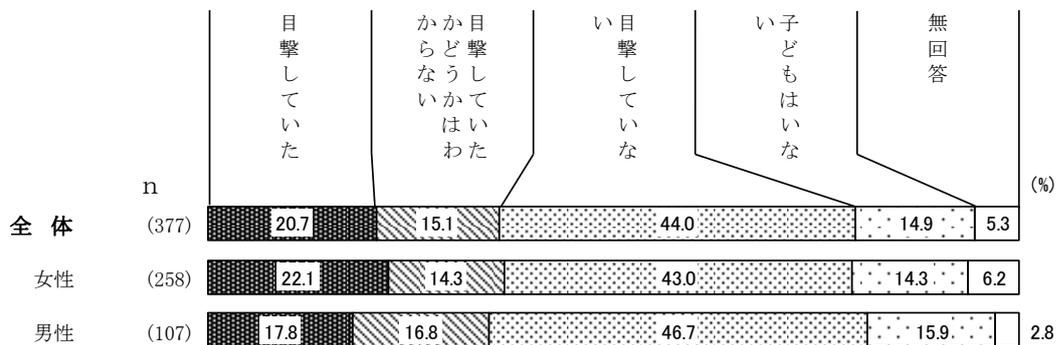


◎ 子どもによる暴力被害の目撃、子どもの被害経験【報告書 173～175 ページ】

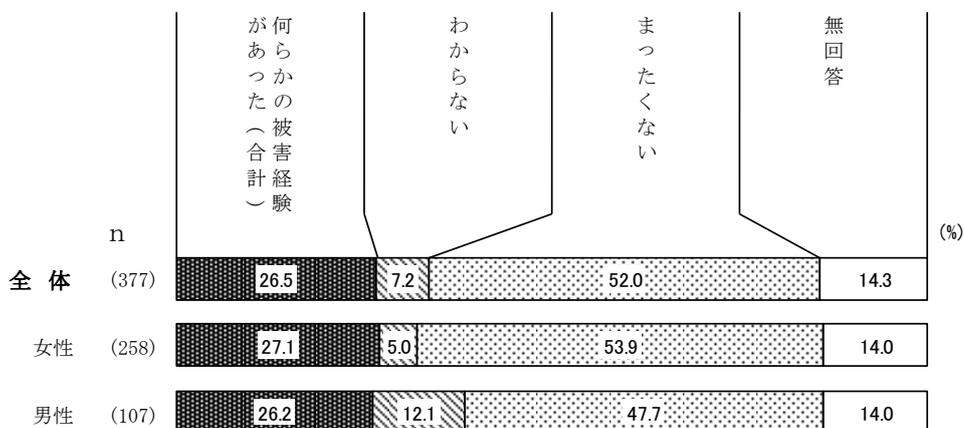
相手の行為を受けた際に、子どもがその様子を目撃したかどうかをたずねたところ、約2割の子どもが暴力を「目撃していた」としています。(図 18)

また、子どもの被害経験をたずねたところ「何らかの被害経験があった(合計)」は、男女ともに2割台半ばとなっています。(図 19)

<図 18> 子どもの目撃



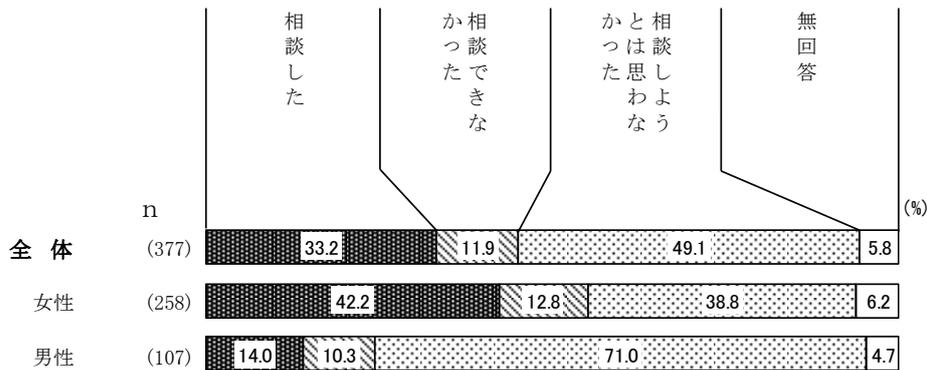
<図 19> 子どもの被害経験



◎ 配偶者等からの暴力に関する相談【報告書 176～182 ページ】

相手から受けた行為について、女性は「相談した」が4割強で最も高く、男性は「相談しようとは思わなかった」が7割強で最も高くなっています。(図 20)

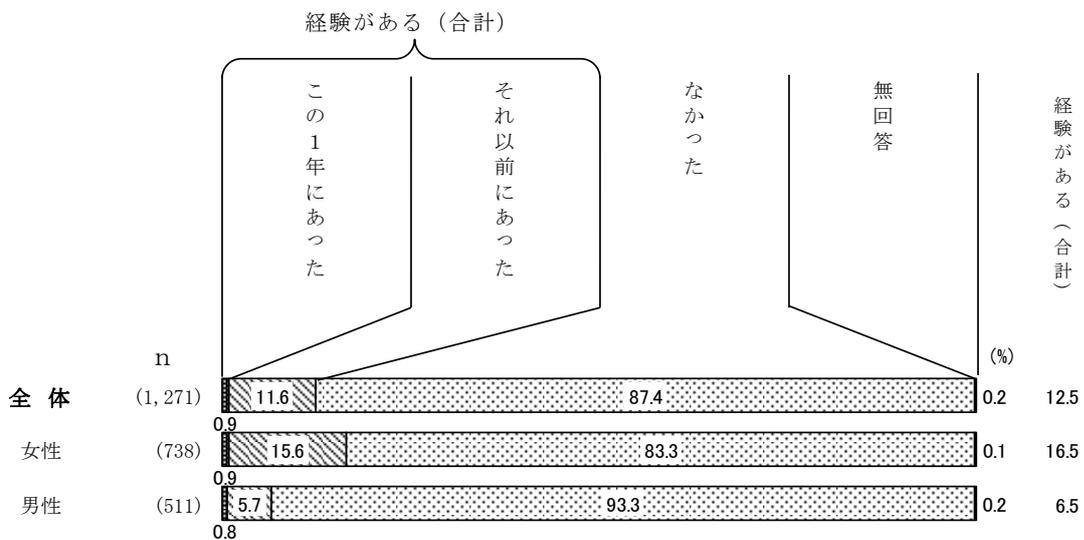
<図 20> 暴力に関する相談



◎ 交際相手からの暴力の被害経験【報告書 188～192 ページ】

交際相手から、何らかの被害経験を受けたかを聞いたところ、《経験がある（合計）》は12.5%となっています。  
性別で見ると、《経験がある（合計）》は女性16.5%、男性6.5%と、女性が男性を10.0ポイント上回っています。(図 21)

<図 21> 交際相手からの暴力の被害経験（性別）



◎ 不愉快な行為についての経験の有無【報告書 195～201 ページ】

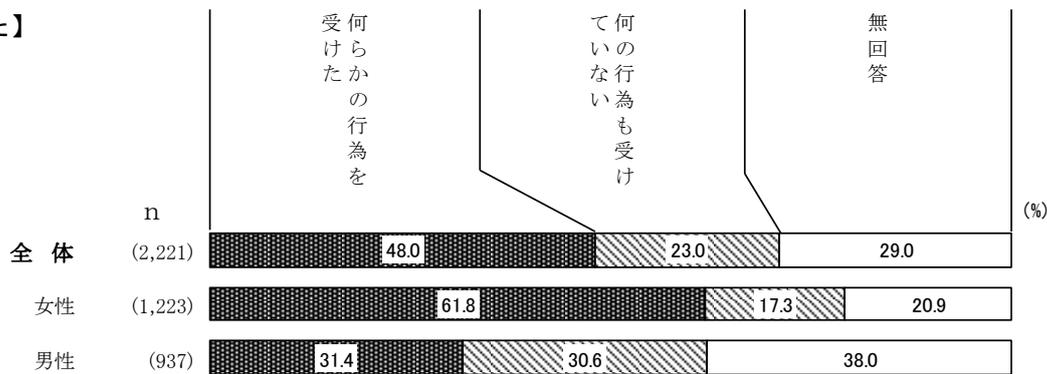
「身体に触れる」、「結婚や交際について聞く」、「容姿について話題にする」など何らかの不愉快な行為を【受けた】経験では、女性が6割強、男性が3割強と、女性が男性の2倍となっています。(図 22)

一方で、何らかの行為を【行った】経験では、男性が約3割、女性が1割台半ばと、男性が女性の2倍となっています。(図 23)

また、何らかの行為を【見聞きした】経験では、男女ともに6割台となっています。(図 24)

<図 22> 不愉快な行為を受けた経験の有無

【受けた】



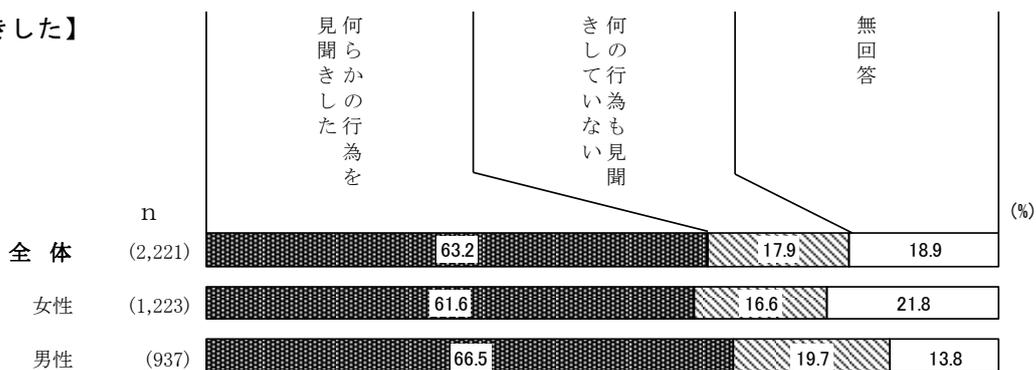
<図 23> 不愉快な行為を行った経験の有無

【行った】



<図 24> 不愉快な行為を見聞きした経験の有無

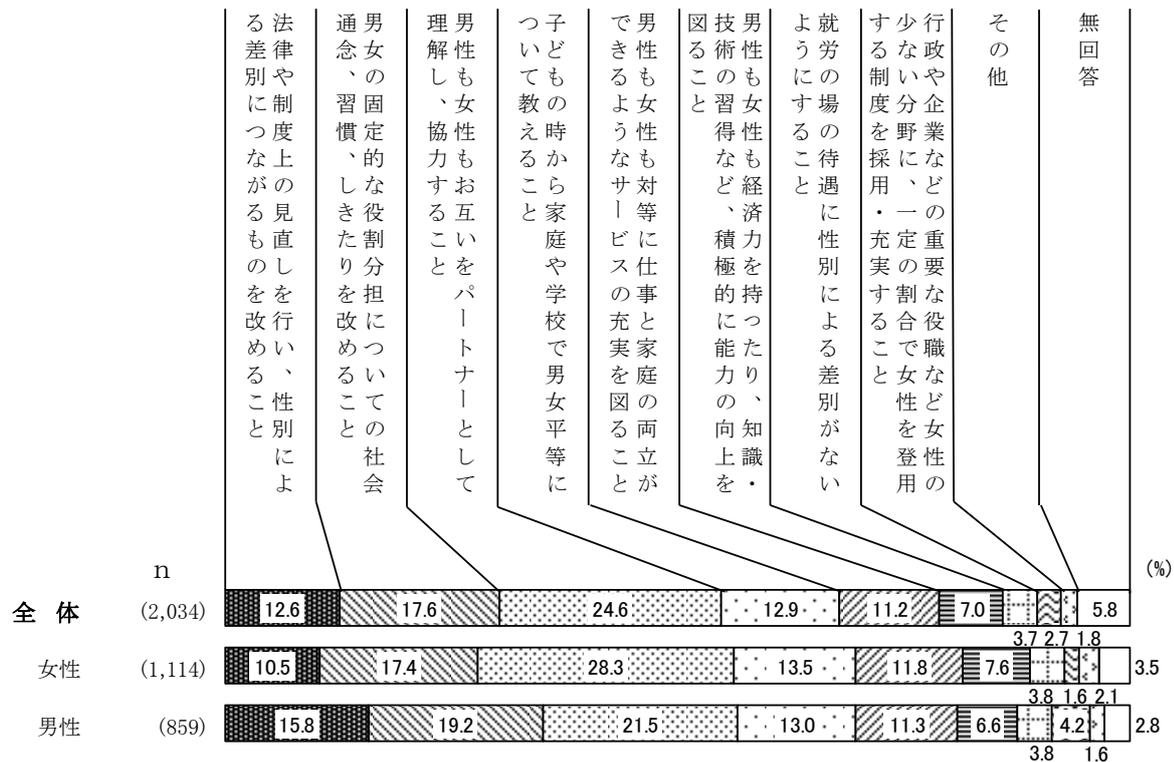
【見聞きした】



## ◎ 男女共同参画社会実現のために必要なこと【報告書 221～223 ページ】

「男性も女性もお互いをパートナーとして理解し、協力すること」は、女性で3割弱、男性で2割強が必要だとしています。(図 25)

<図 25> 男女共同参画社会実現のために必要なこと



※この設問は、複数回答された方を回答の母数から除外して集計しています。

令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査 概要版

令和3年1月

調査主体 埼玉県県民生活部男女共同参画課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電話 048 (830) 2925 FAX 048 (830) 4755

調査機関 株式会社マーケティングリサーチサービス



埼玉県のマスコット  
「コバトン」「さいたまっち」